

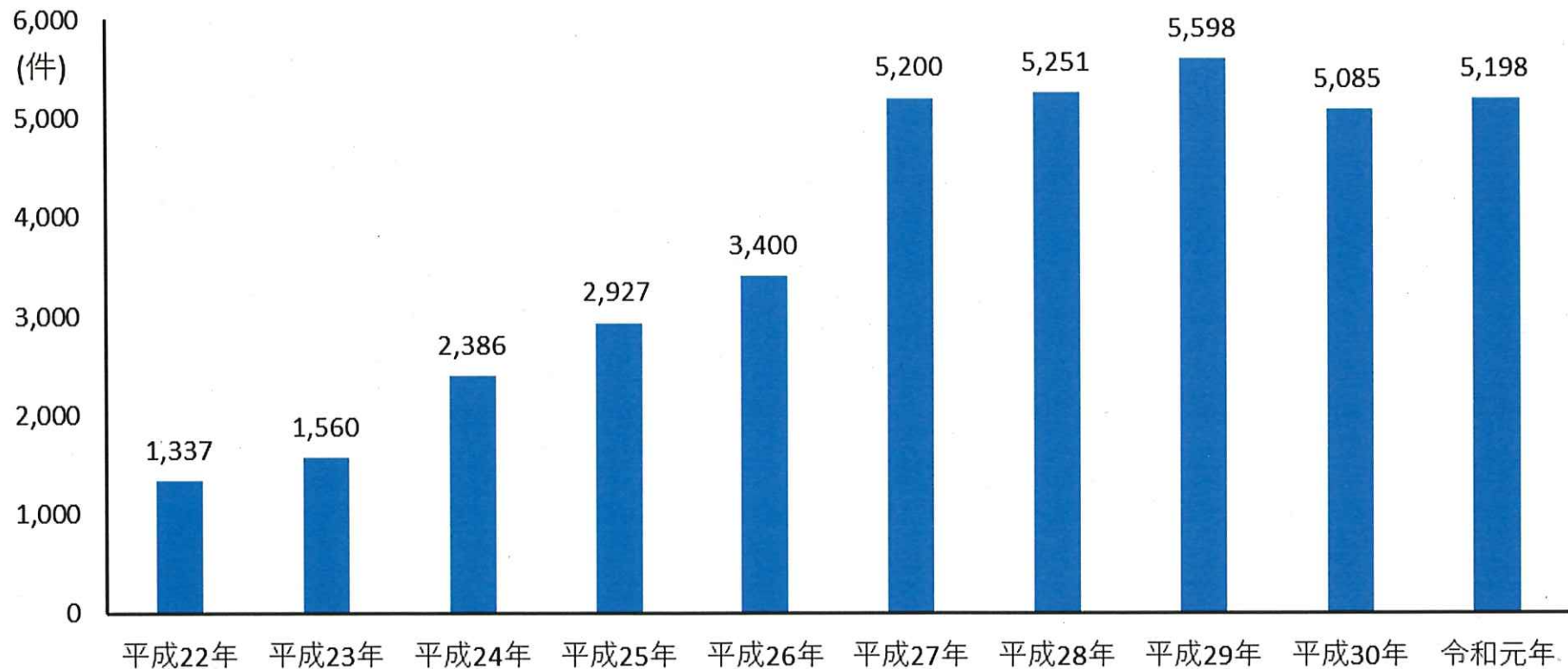
相談窓口に寄せられた相談内容の集計・分析

違法・有害情報相談センターにおける相談件数の増加

・違法・有害情報相談センターで受け付けている相談の件数は増加傾向にあり、令和元年度の相談件数は、平成22年度の相談件数の約4倍に増加している。

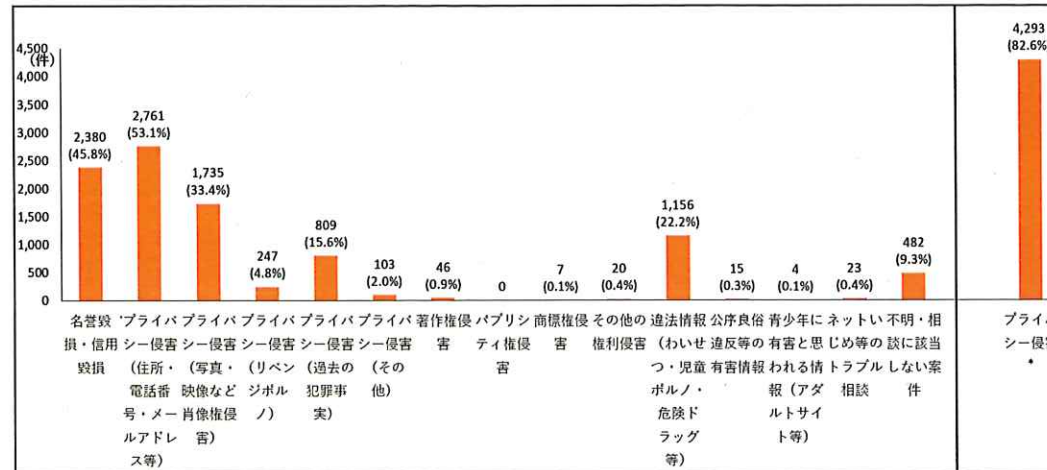
<平成22年度：1,337件、平成23年度：1,560件、平成24年度：2,386件、平成25年度：2,927件、平成26年度：3,400件、平成27年度：5,200件、平成28年度：5,251件、平成29年度：5,598件、平成30年度：5,085件、令和元年度：5,198件>

図表 1 違法・有害情報相談センターにおける相談件数の推移 <平成22年度～令和元年度>



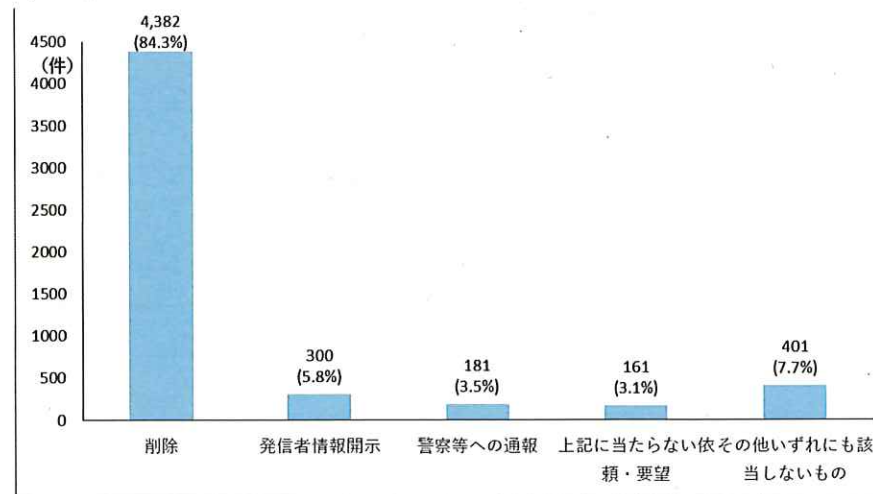
(4) 相談内容の内訳、対応手段について

図表 6 相談内容の内訳（作業件数ベース）（n=5,198）＜令和元年度＞



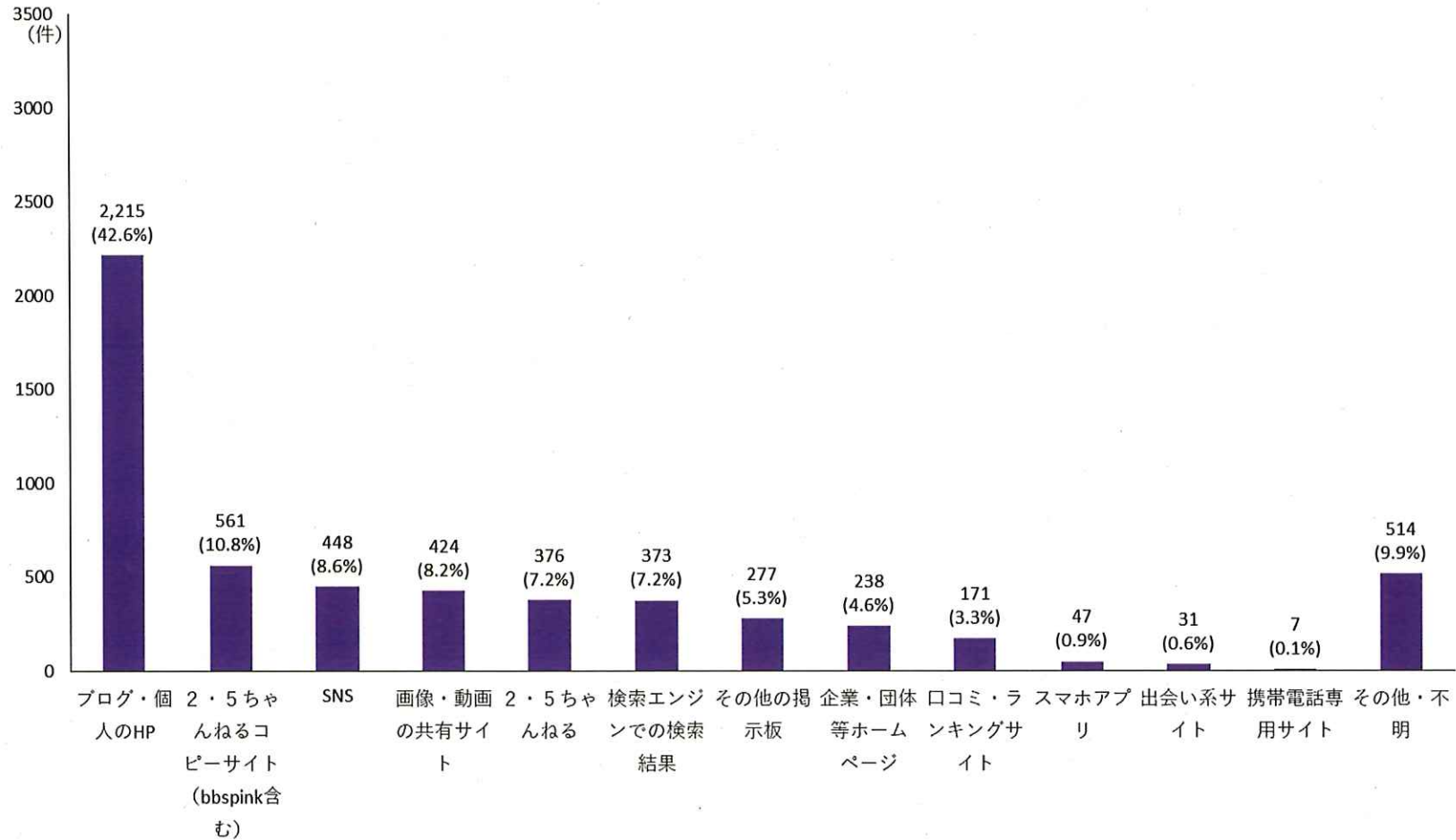
*プライバシー侵害（住所・電話番号・メールアドレス等）（写真・映像など肖像権侵害）（リベンジポルノ）（過去の犯罪事実）（その他）のいずれかに該当し、重複を除いた件数

図表 7 対応手段（作業件数ベース）（n=5,198）＜令和元年度＞



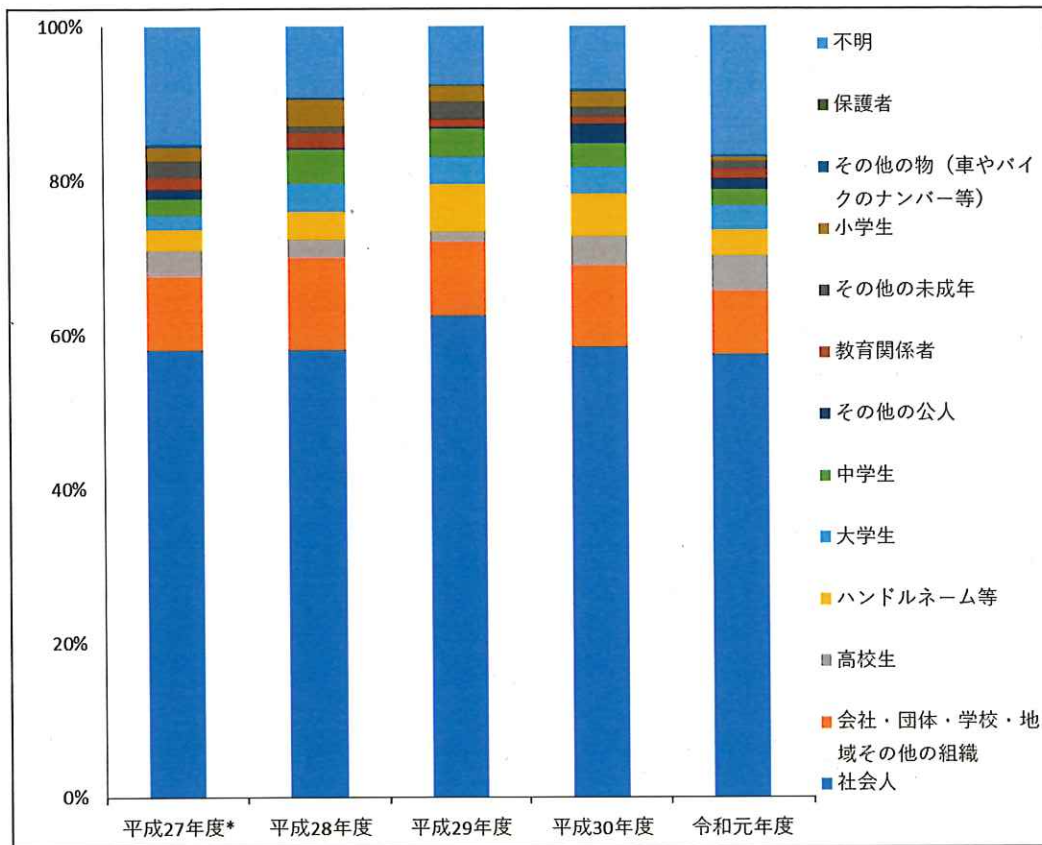
(5) 書き込みが行われた場所

図表 8 権利侵害の書き込みが行われた場所 (n=5,198) <令和元年度>



④権利侵害の対象について

図表 12 権利侵害の対象の推移（平成27年～令和元年度）



	平成27年度*	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
社会人	727	835	736	649	848
会社・団体・学校・地域その他の組織	121	172	113	117	123
ハンドルネーム等	42	35	16	43	67
小学生	19	28	12	11	19
その他の未成年	28	13	26	13	14
教育関係者	22	49	24	24	8
その他の公人	15	4	3	28	21
中学生	27	62	42	32	31
大学生	23	53	42	40	46
高校生	34	51	73	60	50
会社・団体・学校・地域その他の組織	121	172	113	117	123
保護者	0	1	1	1	0
不明	192	134	90	90	248

(別添6)

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について

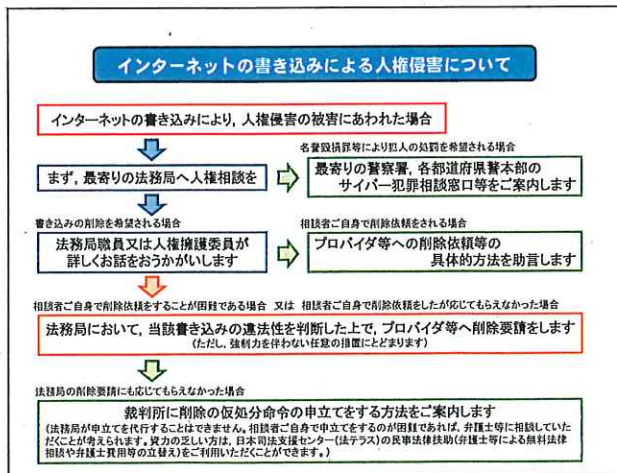
1 法務省の人権擁護機関の取組について

法務局・地方法務局では、人権相談等により人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査救済手続を開始し、被害の実効的救済に取り組んでいる。

インターネット上に流通する人権侵害情報は、一般に伝播性が高く、重大な被害を生じさせるおそれがあることから、特に迅速な対応に努めている。具体的には、人権擁護機関が被害者からの被害申告を受けた場合、速やかに該当するインターネット上の人権侵害情報を確認し、被害者自らが被害の回復・予防を図ることが困難な事情がないか検討した上で、そのような事情がない場合は、被害者に対し、プロバイダ等への当該侵害情報の削除依頼等の具体的な方法について助言するなどの「援助」を行っている。これは、表現の自由との関係などから、国の機関の関与なく被害を回復することが可能であればその方が望ましいとの考え方によるものである。

一方、被害者自らが被害を回復することが困難な事情が存在すれば、必要に応じて被害者や関係者から事情を聴くなどの調査を行うとともに、法令・判例に照らして違法性を判断し、名誉毀損やプライバシー侵害などとして違法性が認められる場合には、人権擁護機関から、プロバイダ等に対して当該情報の削除を要請している。

なお、人権擁護機関に被害の相談があった場合の具体的な対応については、下図のとおりである。

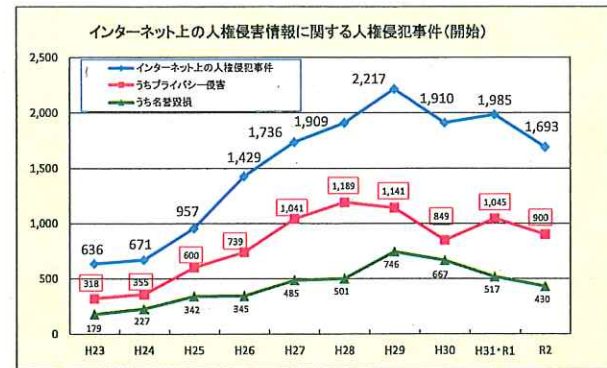


2 令和2年における人権侵犯事件の動向について

(1) 新規救済手続開始件数について

令和2年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、1,693件となっており、前年から292件減少したが、高水準で推移している。

なお、このうち、プライバシー侵害事案が900件、名誉毀損事案が430件となっており、この両事案で全体の78.6%を占めている。



(2) 処理件数について

令和2年中に法務局・地方法務局において処理したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、前年の1,877件を上回る1,917件(2.1%増加)となっており、平成29年に次いで、過去2番目に多い件数である。

当該事件の処理は、被害者に対しインターネット上の人権侵害情報を被害者自らが削除依頼する方法を教示するなどの「援助」が半数近くを占めるが、当機関がプロバイダ等に対し人権侵害情報の削除を求める「要請」を行った件数は、578件となっており、過去最高の件数となった。



(3) 具体的事例について

当機関が令和2年に措置を行った人権侵犯事件には以下のような事例があった。

【事例1】インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

インターネット上の掲示板に、自身や小学生の息子に対する誹謗中傷が多数掲載されているとして、被害者から法務局に相談があった事案である。法務局で調査した結果、当該掲示板には、被害者やその息子を特定し得る情報とともに、被害者等を犯罪者であるなどとして被害者等を誹謗中傷する内容が多数掲載されており、当該書き込みは、被害者のプライバシーを侵害し、名誉を毀損するものであると認められた。

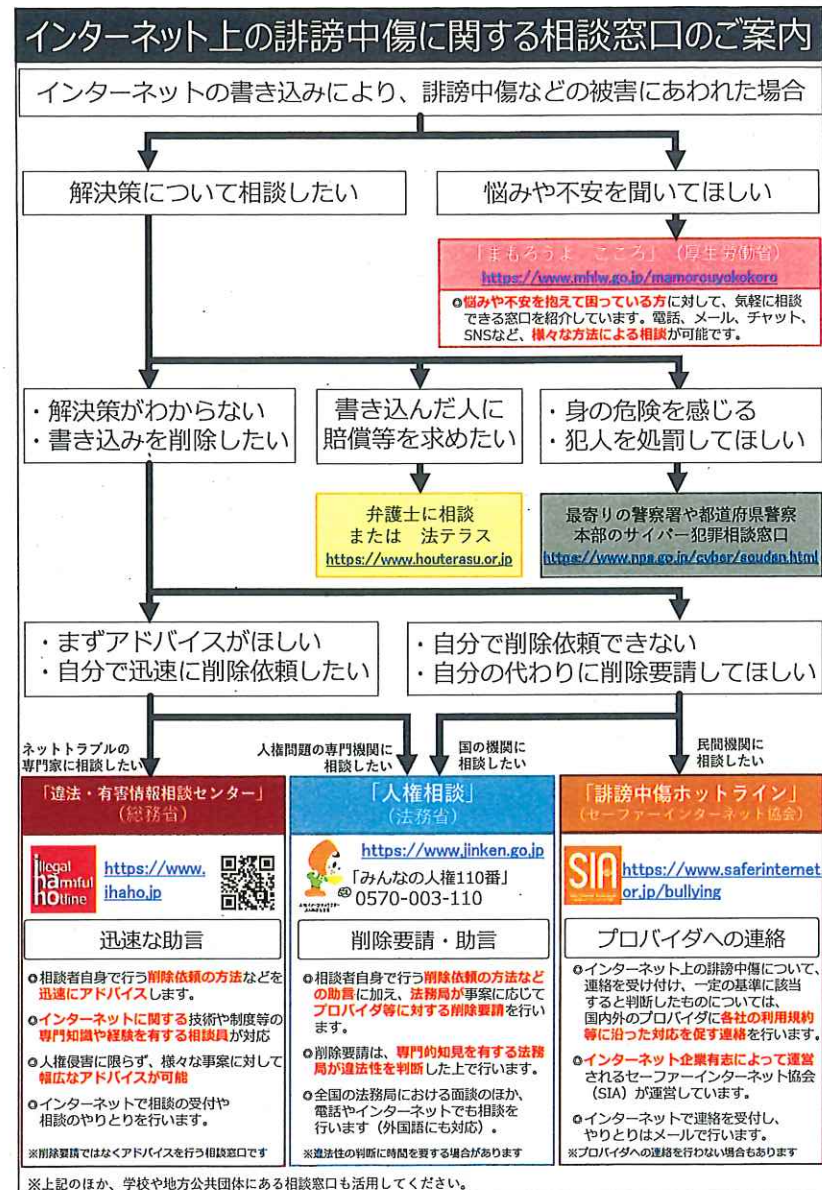
法務局から、サイト管理者に対し、削除要請を行ったところ、当該書き込みの全てが削除されるに至った。(措置:「要請」)

【事例2】インターネット上のプライバシー侵害

インターネット上の動画投稿サイトに、被害者である娘(未成年)の元交際相手が投稿したと思われる被害者の動画が掲載されているとして、その親から法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該動画投稿サイトには、被害者に無断で、氏名等とともに複数の動画や被害者の交際関係に関する書き込みが掲載されており、被害者のプライバシーを侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、削除要請を行ったところ、当該動画及び書き込みの全てが削除されるに至った。(措置:「要請」)



違法・有害情報相談センターに寄せられたAV出演強要に関する相談状況

違法・有害情報相談センターに寄せられたAV出演強要に関する相談者数及び削除状況は以下のとおり。

	AV出演強要に関する相談者数
平成30年度	4
令和元年度	4 (※1)
令和2年度 (4~12月)	2 (※2)

※1 平成30年度の相談者の継続対応分であり、新規の相談者は無し

※2 1人は継続対応分、1人は新規相談者

○ 2018年4月～2021年3月29日までに削除が確認されたURLの数：
11,331件